

出席停止に関する手続きについて（通知）

平成22年度から文部科学省の指導により、インフルエンザによる出席停止の手続きが変更になりました。手続きについては、下記の内容を御確認いただき、御不明な事がありましたら、教頭又は養護教諭までお問い合わせください。

記

1 インフルエンザによる出席停止の手続きについて

変更前 「登校許可書」を医療機関で記入してもらい、登校時に担任に提出する。



変更後 「インフルエンザ出席停止報告書」（次頁参照）を、御家庭で記入していただき、登校時に担任に提出してください。
出席停止の期間については、主治医の指示に従ってください。

但し、病院で「登校許可証」が発行された場合には、家庭での「インフルエンザ出席停止報告書」は必要ありません。（何れか1部で結構です）

2 その他の感染症による出席停止の手続きについて

その他の感染症による出席停止に関しての変更はありません。

従来通り「登校許可書」を医療機関で記入してもらい、登校時に担任に提出してください。

3 「インフルエンザ出席停止報告書」・「登校許可書」の用紙について

「インフルエンザ出席停止報告書」・「登校許可書」の用紙が必要な場合は、送付いたしますので担任まで御連絡ください。

また、本校ホームページからダウンロードすることも可能です。

千葉県立千葉西高等学校

T E L 043-277-0115

F A X 043-277-3924

ホームページアドレス

www.chiba-c.ed.jp/chibanisi-h